

事務連絡  
平成 25 年 4 月 11 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成 25 年度「データ提出加算」に係る取扱いについて

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）の別添 3 の第 26 の 4 において、データ提出加算の施設基準等に定められているところですが、貴管下の保険医療機関から届出を受理する際には下記の事項に留意の上、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等の関係者への周知にご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 新規データ提出病院について

（1） 以下の病院における、「データ提出加算」に係る取扱いは（2）のとおりとする。

- ① 新たにデータ提出を希望する出来高病院
- ② 現在、入院データを提出している病院（データ提出加算 1 の届出を行っていない病院を含む。）であって、入院データに加え、新たに外来データの提出を希望する病院

（2） データ提出に関する事項／施設基準の届出に関する事項

- ① 「DPC フォーマットデータ提出開始届出書（別添・様式 40 の 5）」をデータ提出を開始する項目（データ提出加算 1 は入院データのみ、データ提出加算 2 は入院データ及び外来データ）に応じて記入し、平成 25 年 5 月 20 日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

ただし、A207「診療録管理体制加算」の届出を行っていない場合は、平成 25 年 4 月 22 日までに上記に加え、「DPC フォーマットデータ提出開始届出書（別紙）（別添・様式 40 の 6）」を添付して届け出ること。

- ② 新たにデータの提出を開始する病院を対象に、DPC フォーマットデータ提出に係る説明会を平成 25 年 5 月下旬に開催する。説明会の日程及び会場（東京都内で開催予定。）については、厚生労働省保険局医療課より、別途対象病院に連絡をする。

- ③ 平成 25 年 6 月から平成 25 年 7 月診療分に係るデータ（厚生労働省が実施する「DPC 導入の影響評価に係る調査」に準拠するデータのこと。以下「試行データ」という。）

を届出した項目に応じて作成し、平成 25 年 8 月 22 日までに厚生労働省保険局医療課に提出すること。

- ④ 提出された試行データが適切である場合、厚生労働省保険局医療課はデータ提出の実績が確認された区分（データ提出加算 1 又はデータ提出加算 2）に応じた、通知「データ提出加算の取扱いについて」を平成 25 年 9 月中旬までに発出する。
- ⑤ ① の（2）の④による通知がされた病院は、平成 25 年 10 月 1 までに「データ提出加算に係る届出書（別添・様式 40 の 7）」と① の（2）の④の通知の写しを添付して、その通知された区分に応じて届出を行い、平成 25 年 10 月より算定を開始する。

## 2 その他

① に該当しない以下の場合は、平成 25 年 9 月 2 日から平成 25 年 10 月 1 までの間に、「データ提出加算に係る届出書」を用いて届出を行い、平成 25 年 10 月より新たな届出区分に応じて算定を開始する。（① の（2）の④の通知の写しは不要。）

- イ 加算 2 → 1 への項目変更
- ロ 平成 23 年度時点で DPC 対象病院又は DPC 準備病院であった病院のうち、「データ提出加算に係る届出書」未届けの病院（届出はデータ提出加算 1 に限る。）
- ハ 平成 23 年度時点で DPC 準備病院であった病院のうち、7 対 1（10 対 1）入院基本料基を算定していない DPC 準備病院が 7 対 1（10 対 1）入院基本料基を算定した場合（届出はデータ提出加算 1 に限る。）

様式40の5

## DPCフォーマットデータ提出開始届出書

## 1. A245データ提出加算に関する施設基準（該当する項目にチェックをすること。）

7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っている。<sup>(1)</sup>  
 A207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。  
 A207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが、それと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している。（様式40の6「DPCフォーマットデータ提出開始届出書（別紙）」を提出すること）<sup>(2)</sup>  
 「DPC導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できる。  
 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。

## 2. 病床数

病床数 <sup>(3)</sup>	床
--------------------	---

## 3. データ提出を開始する項目（該当する項目にチェックすること。）

入院データ  
 入院データ 及び 外来データ（新たに外来データを提出する場合を含む）

## 4. データ作成開始日

平成 年 月 日
----------

上記のとおり届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所  
 及び名称

開設者名

印

厚生労働省保険局医療課長 殿

事 項	担 当 者 1 <sup>(4)</sup>	担 当 者 2 <sup>(4)</sup>
保険医療機関名		
所 属 部 署		
役 職		
氏 名		
電 話 番 号		
F A X 番号		
E - m a i l		

(注意事項)

- 1 7対1入院基本料、10対1入院基本料とは、A100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及びA105専門病院入院基本料の7対1入院基本料、10対1入院基本料をいう。
- 2 施設基準を全て満たした上で届出を行う病院は、データ作成を開始する月の前月の20日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。  
ただし、A207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、様式40の6「DPCフォーマットデータ提出開始届出書（別紙）」を本届出書に添付し、データ作成を開始する2月前の20日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- 3 病床数は、許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床数を記載すること。
- 4 担当者2名について、DPC対象病院、DPC準備病院は、「DPC導入の影響調査に関する調査」に係る連絡担当者として、DPC調査事務局に登録している担当者を記載すること。

## DPCフォーマットデータ提出開始届出書（別紙）

保険医療機関名：

所在地住所：

1. A207診療録管理体制加算に関する施設基準（要件を満たしていない項目をチェックすること。）

- (1) 診療記録（過去5年間の診療録並びに過去3年間の手術記録、看護記録等）の全てが保管・管理されていること。
- (2) 中央病歴管理室が設置されていること。
- (3) 診療録管理部門又は診療記録管理委員会が設置されていること。
- (4) 診療記録の保管・管理のための規定が明文化されていること。
- (5) 1名以上の専任の診療記録管理者が配置されていること。
- (6) 保管・管理された診療記録が疾病別に検索・抽出できること。
- (7) 入院患者についての疾病統計には、ICD大分類程度以上の疾病分類がされていること。
- (8) 全診療科において退院時要約が全患者について作成されていること。
- (9) 患者に対し診療情報の提供が現に行われていること。なお、この場合、日本医師会が作成した「診療情報の提供に関する指針」を参考にすること。

2. 上記要件を満たすための計画

A207 診療録管理体制加算の届出予定日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ※1 計画の達成期限及びA207診療録管理体制加算の届出予定日を必ず記載すること。
- ※2 計画等が変更になった場合には、速やかにその内容を申し出ること。
- ※3 A207診療録管理体制加算の届出を行っている場合は、本別紙の提出は不要。

## データ提出加算に係る届出書

## 1. A 245データ提出加算に関する施設基準（該当する項目にチェックをすること。）

7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っている。  
 A 207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。  
 A 207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが、それと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している。  
 「DPC導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できる。  
 適切なコーディングに関する委員会を設置し、年2回以上、当該委員会を開催すること。

## 2. 病床数

病床数 <sup>(1)</sup>	床
--------------------	---

## 3. 今回届出を行う項目

データ提出加算1 <sup>(2)</sup>	イ（200床以上の病院）
	口（200床未満の病院）
データ提出加算2 <sup>(2)</sup>	イ（200床以上の病院）
	口（200床未満の病院）

上記のとおり届出を行います。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所  
及び名称

開設者名

印

殿

## (注意事項)

- 病床数は、許可病床のうち医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床数を記載すること。
- 厚生労働省保険局医療課より通知された区分について届出を行い、通知された文書（写）を本届出書に添付すること。

データ提出加算に係る辞退届

(辞退理由)

当院は、上記理由により、データ提出加算に係る届出を辞退します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所  
及び名称

開設者名

印

(連絡先) 担当者名  
所属部署  
電話番号  
E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※ 本退出届は、中央社会保険医療協議会に報告を行うものであること。
- ※ 本届出を行った翌月1日より1年後の同日までの間、再度データ提出加算の届出はできない。
- ※ 1年以上経過した後に再度データ提出を行う場合にあっては、様式40の5「DPCフォーマットデータ提出開始届出書」に加え、データを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されたことを示す書面を添付し、地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。